

【区役所での主な手続き】

※状況に応じて手続きや必要書類が異なる場合がありますので、詳しくは各担当へお問い合わせください。

手続きの種類	手続きの内容(口必要書類等)	手続窓口
国民健康保険加入者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資格喪失の手続き・葬祭費の申請</li> <li>□亡くなられた方の資格確認書または資格情報のお知らせ</li> <li>□死亡の事実が確認できるもの(埋・火葬許可証等)</li> <li>□申請者が葬祭を行ったことが確認できるもの(葬祭費用の領収書等)</li> <li>※領収書は葬祭執行者と亡くなられた方の氏名が記載されている事</li> <li>□申請者の金融機関口座通帳(振込口座のわかるもの)</li> <li>□申請者の本人確認ができるもの</li> </ul>	窓口サービス課保険担当 (1階15番窓口) 電話:06-6930-9956
後期高齢者医療加入者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資格喪失の手続き・葬祭費の申請</li> <li>□亡くなられた方の後期高齢者資格確認書</li> <li>□申請者の金融機関口座通帳(振込口座のわかるもの)</li> <li>□葬祭の領収書(領収書には葬祭執行者と亡くなられた方の氏名が記載されている事)</li> <li>□申請者の本人確認ができるもの</li> </ul>	※社会保険に加入されていた方は、勤務先の保険事務担当へお問い合わせください。
児童福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童手当</li> <li>□資格喪失、受給者変更等の手続き</li> <li>●医療費助成(こども医療証)</li> <li>□資格喪失、保護者変更等の手続き</li> </ul>	保健福祉課(子育て教育) (3階34番窓口) 電話:06-6930-9065
ひとり親家庭福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童扶養手当</li> <li>□資格喪失、額改定等の手続き</li> <li>●医療費助成(ひとり親家庭医療証)</li> <li>□資格喪失等の手続き</li> </ul>	保健福祉課障がい担当 (1階18番窓口) 電話:06-6930-9857
空き家を相続し、譲渡を検討される方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被相続人居住用家屋等確認書の交付申請(お住まいを相続された方が、家屋又は敷地を譲渡する場合に、特別控除を受けるための手続き)</li> </ul>	市民協働課防災・防犯担当 (3階33番窓口) 電話:06-6930-9045
障がい者福祉 自立支援給付 特定疾患(指定難病)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手帳(身体・療育・精神)</li> <li>□返却してください</li> <li>●重度障がい者医療証</li> <li>□返却してください</li> <li>●各種手当(特別障がい者・特別児童扶養手当等)</li> <li>□資格喪失等の手続き</li> <li>●自立支援給付 受給者証</li> <li>□返却してください</li> <li>●特定医療費(指定難病)受給者証</li> <li>□返却してください</li> </ul>	保健福祉課介護保険担当 (1階17番窓口) 電話:06-6930-9859
介護保険証をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険証</li> <li>□返却してください</li> <li>(亡くなられた方が単身であった場合ご連絡ください。)</li> </ul>	保健福祉課高齢担当 (1階17番窓口) 電話:06-6930-9063
高齢者福祉 敬老優待乗車証	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急通報システム、介護用品(給付券)</li> <li>□返却してください</li> <li>●敬老優待乗車証</li> <li>□返却してください</li> </ul>	保健福祉課保健 (2階21番窓口) 電話:06-6930-9882
公害医療 被爆者健康手帳	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種手帳</li> <li>□返却してください</li> <li>●遺族補償の手続き</li> </ul>	保健福祉課生活環境 (2階23番窓口) 電話:06-6930-9973
犬を飼っている方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録変更の届出</li> </ul>	

【住民票の写し及び戸籍謄本等の発行について】

届出地など	戸籍全部事項証明(戸籍謄本)	住民票の写し
城東区に届出 本籍地・住所地在城東区	お届け日からおおむね3営業日 ※土日祝日、連休・年末年始や混雑状況により発行までに時間がかかる場合があります。 詳細は戸籍担当までご連絡ください。	開庁時間内に届出をされた場合は当日にお渡しが出来ます。 ※窓口の混雑状況や来庁時間により対応できない場合があります。
城東区に届出 本籍地は城東区・住所地在城東区以外	窓口サービス課 戸籍担当(1階13番窓口) 電話:06-6930-9961	住所地の役所へ通知を送付します。発行までおおむね一週間程度かかる場合があります。 請求される前に住所地の役所へお問い合わせください。
城東区に届出 本籍地は城東区以外・住所地在城東区	城東区役所から本籍地の役所へ死亡届書を送付します。発行まで一週間以上かかる場合があります。 請求される前に本籍地の役所へお問い合わせください。	開庁時間内に届出をされた場合は当日にお渡しが出来ます。 ※窓口の混雑状況や来庁時間により対応できない場合があります。
城東区以外で届出	届出をされた役所より死亡届書が送付されてきます。到着後戸籍および住民票に記載を行ないますのでおおむね一週間程度かかる場合があります。 請求される前に住民情報担当までご連絡ください。  窓口サービス課住民情報担当(1階13番窓口) 電話:06-6930-9963	

〈亡くなられた方の住民票の写しについて〉

他の市区町村へ転出したり、死亡などにより住民登録が削除等された住民票の写しを「住民票の除票の写し」といいます。亡くなられた方の除票の写しの請求は、権利の行使や義務の履行に必要である方、国・地方公共団体に提出する必要がある方に限られており、同一世帯であった方でも、これらに該当しない方は除票の写しを受け取ることはできません。またマイナンバー(個人番号)の記載はできませんのでご了承ください。  
 ※ 請求される方のご本人確認書類のほか、確認資料が必要になる場合があります。  
 例1) 保険金の受け取りのため亡くなった方の除票の写しを請求する場合、請求者が受取人であることがわかる保険証書。  
 例2) 未支給年金の請求のため亡くなった親の除票の写しを請求する場合、請求者が未支給年金を受け取る権利を有することがわかる書類(戸籍事項証明書(戸籍謄本)等)

〈亡くなられた方のマイナンバーカードについて〉

亡くなられた方がマイナンバーカード、または通知カードをお持ちの場合、返納義務はありません。

【納骨・埋葬について】

納骨・埋葬については、許可証が必要となります。大阪市の区役所でお届けをされた場合、火葬許可証を発行の上、斎場で火葬を行った後に火葬済の証明印が押され返却されます。  
**納骨される際にこの証明が必要になりますので、大切に保管願います。**

【年金の手続き】

手続きの種類	手続きの内容(口必要書類等)	手続窓口
年金受給中	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年金受給者の死亡の手続き(支給停止)</li> <li>●未支給年金の支給手続き(遺族年金も含む)</li> <li>※障がい基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金のみ受給していた方が亡くなられた場合</li> <li>城東区役所窓口サービス課保険担当(1階15番窓口)</li> <li>電話:06-6930-9959へご連絡ください。</li> </ul>	年金事務所または街角の年金相談センター ※住所地在城東区の場合 城東年金事務所 電話:06-6932-1161
年金加入中	年金加入期間等により、遺族が受け取れる場合があります。  ※年金加入期間が第1号被保険者だけの方が死亡された場合 城東区役所窓口サービス課保険担当(1階15番窓口) 電話:06-6930-9959へご連絡ください。	※亡くなられた方の状況により必要書類(戸籍等)が異なりますので、詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

【その他の主な手続き】

手続きの種類	お問い合わせ先		
税金について	所得税等	城東税務署	06-6932-1271
	固定資産税(土地)	京橋市税事務所	06-4801-2957
	固定資産税(家屋)	京橋市税事務所	06-4801-2958
	個人市民税	京橋市税事務所	06-4801-2953
	軽自動車税	京橋市税事務所	06-4801-2954
軽自動車の廃車や名義変更	軽自動車検査協会大阪主管事務所		050-3816-1840
普通自動車の廃車や名義変更	なにわ自動車検査登録事務所		050-5540-2059
相続等について	預金等の相続 銀行、郵便局等へお問い合わせください。		
	不動産の相続	不動産の所在地を管轄している法務局	城東区の管轄は、 大阪法務局 電話06-6942-1481
	※令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されています。		
	遺言や相続放棄等のご相談	大阪家庭裁判所	電話06-6943-5321

電気・ガス・電話	口座振替の名義変更または廃止(解約)	ご加入の事業者にご確認ください。
水道	口座振替の名義変更または廃止(解約)	水道局お客様センター 電話 06-6458-1132
生命保険	保険金等の請求	ご加入の保険会社・販売所・カード会社にお問い合わせください。
新聞・クレジットカード	解約等	

身近な方が亡くなられた際の必要なお手続きにおいて、スマート申請で事前申請が可能な手続きがあります。



令和8年4月1日現在で作成したものです。窓口・電話番号や手続き方法などが変更する場合があります。

大阪市城東区役所 06-6930-9986(代表)

## 亡くなられた方の手続きについて (ご案内)

このたびのご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。  
亡くなられた方のこれからのお手続きは、その方によって必要な手続きが異なります。

城東区では亡くなられた後の区役所等での主な手続きをご案内するためパンフレットを作成しました。

内容をご確認いただき該当しますそれぞれの担当にご相談ください。



大阪市城東区役所